

1 **人権条約と日本の批准状況**：ヘイトスピーチ、すなわち「差別・敵意・暴力の扇動となる民族的・人種的・宗教的憎悪の唱道」を「法律で禁止」することは、自由権規約 20 条が定めているが、刑事罰を科すことまでは要請していない。人種差別撤廃条約 4 条(a)は人種的優越・憎悪に基づく思想の流布・人種差別の扇動を、同条(b)は人種差別団体への加入とその宣伝活動などの差別的行為を、「法律で処罰」すべき義務を締結国に課しているが、表現の自由を理由に日本政府はこれを「留保」している。他方、留保なしに批准した同条(c)が「国・地方の公の当局・機関が人種差別を助長・扇動することを認めないこと」を定めている部分、および自由権規約 20 条に対応した法整備は、条約上の義務である。

2 **日本国憲法の下でのヘイトスピーチ規制の可能性**：人権条約適合的解釈をするならば、憲法「21 条と結びついた 13 条」が、民族的・人種的・宗教的憎悪の唱導（ヘイトスピーチ）によって人間の尊厳を侵されない自由を保障し、表現の自由の必要やむをえない制約として、一定の場合の刑事罰も許される。集団に対する民族的憎悪唱導が、侮辱・名誉棄損により人間の尊厳を害する表現、差し迫った危険を伴う扇動、違法な暴力行為を加える真の脅迫にあたる場合は、表現の自由の制約が、正当化されるものと思われる。刑事罰を除いた形で、必要な行政措置の根拠法令を制定することも重要である。多くの職場や大学でセクシャルハラスメントと並んでエスニックハラスメントを禁止する取り組みも必要である。

3 **諸外国のヘイトスピーチ規制**：たとえば、ドイツの民衆扇動罪（刑法 130 条 1 項）、イギリスの人種的憎悪扇動罪（公共秩序法 18 条 1 項）では、人種・民族・宗教的集団に対する処罰規定を定めている。スウェーデンの民族集団脅迫・侮辱罪（刑法 16 章 8 条）、フランスの人種扇動・侮辱罪（出版自由法 33 条）、カナダの憎悪の公的扇動罪（刑法 319 条 1 項）等では、性的指向を理由とする場合にも処罰対象を拡大している。一方、アメリカの連邦最高裁は、ヘイトスピーチ規制には消極的であるが、真の脅迫、けんか言葉、「差し迫った」違法行為の「蓋然性」がある場合には、処罰可能としている。

4 **日本で検討されている法案や条例の課題**：野党側の法案は、人種差別撤廃条約に由来する人種差別を撤廃する内容であるが、人種存在を前提とするかのような「人種等」という法令用語は避けた方が適当であろう。与党側の法案は、「本邦外出身者」の範囲が狭く、相談・教育・啓発の措置だけでは、効果は疑問である。大阪市の条例は、デモなどの表現活動の事前規制は考えておらず、事後規制としてプロバイダー等への削除要請・掲示物の撤去要請などの拡散防止措置を行うものである。いずれの規制も、刑事罰を除いた形で、必要な行政措置の根拠法令にすぎない。MIPEX の調査でも明らかなように、諸外国と比べ、日本の差別禁止法制は、取り組むべき課題が多い。